

# 村落と陵墓古墳の周濠

——古市古墳群をめぐって——

## 外 池 昇

はじめに

一 近世の村落と周濠

二 文久の修陵～明治期の村落と周濠

文久の修陵と周濠

明治期の村落と周濠

村落と周濠の用水管理

おわりに

としての墳丘部——」(『研究紀要』一九八九年三月、徳川林政史研究所、以下前稿という)を著し、近世から明治初期にかけての古市古墳群に属する陵墓古墳の墳丘部等とその周辺の村落との関係について論じた。本稿では前稿に引続いて古市古墳群に注目してその周辺の村落と陵墓古墳との関わりをめぐって、墳丘部から周濠へと眼を転じてみてゆきたい。

村落による陵墓古墳の利用をめぐるこれまでの研究をみると、墳丘部についての研究が皆無であったのに対し、周濠の利用についてはすでに幾つかの研究がある。

前稿でも指摘したが、喜多村俊夫「河川と溜池の水利慣

筆者はさきに「村落による陵墓古墳の利用様態——山野

(1) 行」は大仙陵山古墳（伝仁徳天皇陵）の周濠（大仙陵池）の周辺の村落による利用について、近世期における狭山池から大仙陵池への引水をめぐる争論を地方史料をもとに分析している。

また、伊達宗泰「畿内における古墳立地に対する一考」<sup>(2)</sup>察——古墳周濠と生産の関係——は、佐紀盾列古墳群周辺の地域を取り上げて、村落が古墳周濠を用水溜池として利用した点を詳述した上で、このような用水溜池としての周濠の性格について、「古墳の立地帯は概してとも水田化に後れ易い地域で、そこに周濠を有する古墳の多くを見出す点に大きな意義を認めなければならない。当初は天水や附近地下水の自然湧出を集水したものと思うが、水田面の拡大に伴い水量の不足を免がれず、溜池の構築、周濠の利用方法、池底の拡大、堤防の補修などによりこれに対処して更に一段の水田化が進展したものと考えられる」と、古墳築造期以降に眼を向けて、水田耕作と周濠との関係にも言及しているのは注目されよう。

そして、中井正弘「伝仁徳陵（大山）古墳の幕末『修陵』工事をめぐって」<sup>(4)</sup>は、伝仁徳天皇陵（大仙陵山古墳）の周濠（陵池）の、近世～近代初頭の周辺村落による用水利用につ

いて文久の修陵に焦点をあてて論じている。同論文によれば、陵池は遅くとも近世初期以来広く周辺の耕作地を灌漑していた。文久の修陵の際には坪所の新設と周濠の第一濠と第二濠を結ぶ切通しの堰切りが企てられたが、後者は村落の引水利用の障壁となるものであった。結局前者は幕府の負担で普請が行なわれて、坪所と堰切り部分の下部に暗渠が設けられ、文久の修陵以降も明治に至るまで村落の引水利用は継続された」という。

さらに白石太一郎「古墳の周濠」<sup>(5)</sup>は、巨大古墳の周濠についての考古学的見地からの調査・研究の成果をもとに周濠の歴史的な役割について総合的な考察をめぐらせたものであるが、同論文はその末尾で古墳築造期の周濠の性格について「水稻耕作を基盤とする初期ヤマト政権の中枢を構成していた大和、河内の首長たちの灌溉王的性格を象徴するものであり、それは又農耕祭祀の司祭でもあった首長が豊かな水を保証するための呪的な機能をもつもの」としている。

しかし、長年月にわたって古墳は存在しつづけるという前提のもとに古墳が築造されたと考えると、墳丘部の周囲を水をたたえた周濠がとり巻くという古墳の構造は、本

來的に墳丘部・外堤部の水際の部分を自ら破壊するといふ、矛盾した構造をもつてゐるといえる。つまり、仮に古墳そのものは長年月存在するものとして築造されたとしても、周濠部に水が長い年月にわたってたくわえられ続けることを前提として周濠部を有する古墳が築造されたとはい切ることはできないと考へられよう。

そうしてみると、今日古墳の周濠部に水がたくわえられているのは、古墳がその築造期の形態をそのまま伝えていたためというよりは、むしろ地形等の自然条件や築造期以降のその時々の古墳の周辺に生活する人々の必要によつて、周濠部にいわば意図的に水がたくわえられてきたことによるのではないか、という推論は成り立ち得るのである。

## 一 近世の村落と周濠

古市古墳群に属する陵墓古墳には、墳丘部の周囲に周濠を有するものが多い。これらの古墳のなかには近世には次第に周濠部が埋もれて泥地となり、また一続きの周濠であったものが幾つかの池に区切られるものが多かった。ここ

では、そのような陵墓古墳の周濠の近世における用水溜池としての利用のようすを把握したい。

軽里前之山古墳（伝日本武尊白鳥陵）<sup>(7)</sup>の周濠は前之池と呼ばれ、主に軽墓村に引水されていた。当然前之池の水量は軽墓村の農作業・年貢賦課に大きな影響を与えるもので、宝永五年五月には同村庄屋庄兵衛は毛付に際して前之池等の水量を書き上げている。<sup>(8)</sup>

また、前之池の用水は誉田村字殿所にも引水され、明和二年四月には西町の長兵衛が前之池用水引水廻し役となつて、<sup>(9)</sup>享和二年六月の「軽墓村明細帳（控）」<sup>(10)</sup>によれば、前之池の池床は軽墓村領であり、同池にかかる樋普請・池浚い他の入用も軽墓村で賄つていて誉田・古市村には引水を許してはいるが入用は両村には懸けていないこと、用水の入れ下ろしや樋のたてあけは軽墓村で行なつていて誉田村の水役にはさせていないこと、水役は軽墓村・誉田村各一人で、古市村へは軽墓村から水を入れており、誉田村へ水を引く時には軽墓・誉田村の水役と、軽墓村から水目付一人が立会つた、ということが知られる。

岡みさんざい古墳（伝仲哀天皇陵）の周濠は陵池<sup>(11)</sup>というが、宝曆八年五月の「河州丹南郡岡村明細帳」と宝曆九年

の「諸事書付覚（野中村）」によれば、地所が高いために水溜りが乏しく、寛延三年に陵池の水不足のため野中村内に新溝を掘つて野々上村・野中村・藤井寺村からの悪水・余水を請けるようになり、それ以降は井路米（溝床年貢）を一ヶ年三斗野々上・野中村へそれぞれ隔年に遣していると。いう。

また、岡庄村屋・年寄・百姓代から石原清左衛門御役所にあてた明和五年一月の「乍恐書付絵図を以御願奉申上候（下書）」<sup>13</sup>は、水懸りの悪い陵池の貯水能力を高めるため、池底を三尺掘下げるための人足の扶飯を役所にもとめたものであり、さらに翌六年一〇月の「陵池浚日偏見帳」<sup>14</sup>には、陵池の浚渫普請計画の内容が記されているのは、岡村における陵池の重要性を示すものであるといえる。

菅田御廟山古墳（伝応神天皇陵）の周濠は葭池といわれたが、菅田村域内は大乘川旧流水路やそこから派生する水路によって灌漑されていて、同村では葭池からあまり引水していなかつたと思われ<sup>15</sup>、幕末期には埋没に近い様子であつたとみられる。<sup>16</sup>

沢田中津山古墳（伝仲姫命陵）の周濠部は金池・箱池・葭池・長池の四ヶ所の池がわずかに残っているのみで、他の

部分は埋没していた。文久の修陵の検分の際に作成された「中津山鏡絵図」<sup>17</sup>からはこの四ヶ所の小さな池の他は埋没して畠となつてゐる様子がわかるが、慶応元年五月の沢田村の「村役書上帳」<sup>18</sup>には同村の溜池について「溜池六ヶ所、但右池之儀ハ谷底ニ御座候故用水ニ相成不申」とあれど、これらの小さな四つの池の用水は周囲の畠には利用されてはいたであろうけれども、村内に広く引水されるようなことはなかつたとみられる。

国府市野山古墳（伝允恭天皇陵）の周濠は、近世末期には耕作地となつていていたようである。伴林光平は『野山のなげき』（文久二年）の中で安政四年の記事として「此の陵の四辺いと幅広き池なりしが、今は所々あせ／＼て、半は田地となりて」<sup>19</sup>としている。

島泉丸山古墳（伝雄略天皇陵）は比較的広い周濠（丸山池）に囲まれている。この丸山池からは島泉村が引水していたが、同池が埋没してきたために正徳二年には日損で難儀した島泉村が自普請で池底を掘り上げることを願つていて<sup>20</sup>。明和九年三月の「島泉村明細帳」「南島泉村明細帳」によれば、同池の池床は島泉村のもので同村が用水溜池として利用していたが、南島泉村にも引水されていたことが知ら

れる。

西浦白髪山古墳（伝清寧天皇陵）の周濠はしらが池といわれ、西浦村に引水されていた<sup>(24)</sup>が、一部分は埋没して水田として耕作されていたとみられる。

野中ボケ山古墳（伝仁賢天皇陵）の周濠（ぼけが池）からは、元禄一四年の「野中村明細差出帳」、安永七年の「野中村差出帳」の記載から、野中村に引水されていたことがわかる。また、「古市郡丹南郡溜池・水掛り絵図」（年未詳）からも、同池が用水溜池として利用されていたことが窺われる。

高屋築山古墳（伝安閑天皇陵）は中世には高屋城となつていて、周濠は堀として利用されていたと思われるが、高屋城が破却された後、宝暦年間までには周濠に水はなかつた<sup>(29)</sup>。さらに幕末期には中田・下田・上畠・中畠・下畠・山として耕作地他として利用されていた。

墓山古墳（伝応神天皇陵陪塚）の周濠は谷池といい、享保二年三月の「菅田・古市の水論関係絵図」<sup>(31)</sup>には、周濠には樋が設けられるとともに、池の南側中央の一部は墓地になり、周濠の西側と北側の一部は埋没して田となつてゐるようすが記されている。その後の文化四年九月の「野中村

絵図」<sup>(32)</sup>をみると、同古墳の周濠は総て「本田」と記されていて用水溜池としての表示はみえず、天保一四年の「野中村耕地巨細絵図」<sup>(33)</sup>にも、挟山古墳・宮山古墳の周濠（後述）には溜池の表示があるが、墓山古墳の墳丘部は田の表示となつていて。しかし、これは墓山古墳周濠部がこの間に総て埋没してしまつたことを示すものではなく、一部に残された周濠が溜池としての機能をあまり果たさなくなつたということを示していると考えられる。

河内大塚山古墳（大塚陵墓参考地）の周濠は渡土手等によつて三つの池に区切られていて、西池（西掘池）・東池（東堀池）・北池（北掘池）、また全体としては荒墓池といった。元禄一〇年に行なわれた陵墓検分の際に作成された絵図を寛政三年に写した「西大塚村絵図」<sup>(34)</sup>や、寛政四年七月の「荒墓池につき丹下村口上書」<sup>(35)</sup>から、これら三つの池が丹下・西川・一ツ屋各村に引水されていたことがわかる。この「荒墓池につき丹下村口上書」から、寛政四年七月には日照によつて残水が乏しくなつた際に、池の残水の不均衡が原因となつて、丹下・西川・一ツ屋村が全体として三つの池から引水するか、あるいは西池からは西川村が、東池からは一ツ屋村が、北池からは丹下村がそれぞれ引水するか

について、三ヶ村の間に争論が起つたことが知られる。

津堂城山古墳（藤井寺参考地）は、中世には城郭（小山城）となっていたが、延宝～元禄年間のものと推定される「小

山村領内絵図<sup>(36)</sup>」によれば、同古墳周濠の東半分は「蓮池」として小山村に引水され、西半分は埋没して「新開荒起シ」として耕作地となっていた。

こうしてみると、近世には周濠に水がたくわえられてい場合には村落に引水され、周濠が埋没している場合は耕作地等となっているという傾向を捉えることができる。ここでこの内周濠の用水溜池としての利用を、陵墓古墳の周濠の村落による利用の近世的様相と理解して論を進めていきたい。

もつとも、このような周濠の利用の近世的様相はすくなとも今日宮内庁によって陵墓として管理されている古墳以外の古墳一般についても同様である。例えば、さきにもみた文化四年九月の「野中村絵図<sup>(37)</sup>」によれば、挟山古墳の周濠（挟池）と宮山古墳の周濠（宮ノ池）は、野中村内に引水されていることが知られる。また、天保八年九月の「誉田村絵図<sup>(38)</sup>」には、宮ノ池に「誉田村用水池」とあり、同池は誉田村にも引水されていたことがわかる。つまりこのよ

うな傾向は、陵墓古墳のみならず、広く古墳一般にも当てはまる傾向であるといえる。

## 二 文久の修陵～明治期の村落と周濠

ここでは、先にみた陵墓古墳周濠の村落による利用の近世的様相を踏まえた上で、村落による利用と文久の修陵から明治初期にかけての幕府・明治政府の陵墓の管理の関係についてみてゆきたい。

### 文久の修陵と周濠

文久の修陵における陵墓古墳の修補が大規模なものであったことは從来から指摘されている通りである。<sup>(39)</sup> 墓丘部は勿論のこと、外堤部、また本稿で注目している周濠部にも大きく手が加えられた。以下その修補の実態について、中でも古市古墳群の陵墓古墳にもその例がみられる周濠が埋没して耕作されている場合について述べることにする。

文久二年に宇都宮戸田藩は大和・河内・和泉等の陵墓の検分を行なったが、その後の同年一二月一〇日に具体的な修陵方針について藩主戸田忠至は京都御所学習所において

## 山陵御修補御堂上方に對して左のよう述べてある。

御陵之制作一樣ニ無之 御代々ニよつて変候間、廻リ

之池埋リ居リ当地田畠ニ相成居候分ハ其儘仕置 御陵

之廻リニ物体垣ヲ廻候ハ、御締付可申哉与奉存候、當

時田畠ニ相成居候処ヲ取上ケ候ハ自然民心如何可有

之哉、且又些少ニ而も不毛之地ニ相成候儀ハ嘆ケ數次

第二奉存候(40)

つまり、周濠部が埋没して耕作されている場合は浚渫せ

ずにそのままにしておきたいがどうであるか、とこのうので

ある。この裏には、埋没した周濠が年貢地となっている場

合を考えて、年貢の減収を少しでも阻止したいという意図

があつたものと思われる。

これに対しても、御堂上方は次のようにこたえている。

池之現在分明ニ候處、今度無御修補被棄候而者至後年

失古制御殘念之儀候間、堀浚御修補可有候(41)

ここに、埋没した周濠上の耕作地を廃して浚渫して周濠

に水をたくわえるという、文久の修陵における埋没した周

濠の修補の基本方針が定められたのである。

## 明治期の村落と周濠

さて次には、文久の修陵による修補工事がなされ、また、それらの古墳が明治政府によつて管理されるようになつて以降、村落の陵墓古墳の利用がどのように変化したかについて、具体的にみてゆくことにしたい。

軽里前之山古墳の周濠(前之池)が近世に輕墓村の他に誉田・古市村にも引水されていたことは、さきにもみた通りであるが、明治二年五月の「輕墓村絵図」(43)に「字前之池、

当村用水勝手仕居り候」とみえるように、明治初年には輕墓村に引水されていた。ただし、この古墳は文久の修陵の際には、陵墓として決定されず修補もなされなかつた。同

古墳が日本武尊白鳥陵として決定されたのは、明治一三年一二月である。(44)

同古墳を日本武尊白鳥陵として献上することを願つた

「白鳥御陵手続願書」(45)は、村落の周濠の用水溜池としての

利用について興味深い内容をもつもので、明治七年の「建言」一通と、明治一四年の「御願書」二通が收められてゐる。その内、明治七年四月の「建言」によれば、前之山

(軽里前之山古墳墳丘部)は輕墓村民麻秀一・梅原宗八・浅野源作の三人の私有であるが、政府が日本武尊白鳥陵を搜索

していることを聞くに及んで浅野源作は、「私有ト仕候儀者甚以恐多ク事奉存候間、私所持ノ儀者速ニ上地仕度」と述べている。<sup>(49)</sup>

この明治七年の「建言」の中で注目されるのは、上地の願いが聞き入れられた場合でも「字前之池ノ儀者則御陵溝<sup>(50)</sup>与相成可申、其節ハ他ノ山陵御溝ヲ用水ノ御聞済相成例ヲ以テ、当地ノ儀モ同様御免許被成下度」と、陵墓に決定された他の古墳の周濠の用水溜池としての利用の例を引き合いで出しながら、輕墓村が同古墳周濠(前之池)を用水溜池として継続して利用することの許可を求めている点である。

また沢田中津山古墳(伝仲姫命陵)についてみると、同古

墳周濠には四ヶ所の池(金池・箱池・葭池・長池)が近世以來あったことはさきにも触れた通りであるが、その後、明治五年五月の沢田村の「用水・溜池書上帳」にも「長池」「葭池」を見出すことができる。明治一六年七月に同古墳は土地・立木・池敷を含めて陵域として買上げられ、その後の明治一七・八年には、沢田村から、それまで池水を荷揚げして灌漑に利用してきた同古墳の周濠の一部である金池・箱池・葭池・長池に民費で呼井戸を設置する許可を求

める願・上申書が提出されている。<sup>(49)</sup> まず明治一七年一月八日に、水の荷揚げの際に陵域内に立入らないですむよう呼井戸を設置したいという願が大阪府知事に出された。しかしその願は、陵域内の立入りを「不取締且不潔等之儀無之様注意候ハ<sup>(51)</sup>、從前之通荷揚不苦」旨の宮内卿(伊藤博文)の指令を伝達する形をとつて却下されている。それに対して沢田村は明治一八年二月一二日に「喚井戸設置之儀ニ付再願」を宮内卿宛に出して呼井戸の設置を再願しているが、その中で、呼井戸設置を必要とする理由について「灌水ヲ荷揚クヘキ通路ノ如キ多少ノ坂路ヲ昇降セサル可カラス」<sup>(52)</sup>といつた地理上の不便の他に、次のような事情もあると述べている。

(略) 蓋シ尚モ御陵域内ニ入ル者ハ昔時民有地ニ属セルキト一般ナル可カラズ、必スヤ敬礼ノ意ヲ表セサルヲ得ス、然ルヲ今ヤ田野農民ノ常トノ蓬髪乱頭垢衣スラ猶ホ身ニ全カラス、且担桶檜杉等ヲ携ヘ域内ニ入ルガ如キハ、自分共無知ノ小民モ聊顧慮スル所ナクンハ非ス、加之特ニ一昨年ノ如キ旱魃ノ災アルニ當リテハ、其家長老人ニ不止、若クハ子弟若クハ雇人ヲ拉キ多人數御陵域内ニ立入モノナレハ、其際率フル所ノ年少無

憚ノ徒、或ハ汚穢ニ流レ敬礼ヲ失フ事ナキヤ、或ハ之カ為メ法律ニ触レ罪戾ニ陥ル事ナキヤト其懸念スル所亦尠少ナラス（略）<sup>(53)</sup>

この史料は、沢田中津山古墳が陵墓として管理される前後の沢田村による同古墳の利用のようすの変化を実に的確に示している。村落による陵墓古墳の事実上の制限が「必スヤ敬礼ノ意を表セサルヲ得ス」「汚穢ニ流レ敬礼ヲ失フ事ナキヤ」「法律ニ触レ罪戾ニ陥ル事ナキヤ」と如実に表現されているのである。

菅田御廟山古墳（伝応神天皇陵）の周濠（葭池）が幕末期には埋没に近く、そこから引水して灌漑に利用されるようなことがあまりなかつたであろうことは、さきに述べた通りである。しかし、文久の修陵の際には同古墳も大規模な修補がなされ<sup>(54)</sup>、それまで埋没に近かつた同古墳周濠部も浚渫されたのである。そして文久の修陵の際の元治元年八月に、古室村・沢田村・林村は修陵に携わった戸田藩から周濠からの引水の許可を受けていた。浚渫が行なわれてから直ちに三つの村に引水されるようになったのである。しかし、明治期にはいってからは周濠からの引水に際して官庁の許可が必要になつた。明治一〇年七月の「応神天皇陵

隍水引水願」<sup>(55)</sup>からは、古室村・沢田村・林村が堺県令に対して「自然旱魃ニ相成候節ハ」と水不足を理由にして周濠からの引水の許可を求めていることが知られる。

このよくな、近世よりもむしろ明治になつてから周濠からよく引水されるようになつた例には、注目するべきであろう。高屋築山古墳の周濠部は幕末期には埋没して耕作されていたことはさきにも述べた通りであるが、文久の修陵に際して安閑天皇陵の陵域として墳丘部・周濠部・外堤部が買上げられ、周濠は浚渫されて水がたくわえられたのである。<sup>(56)</sup>『大阪府庁文書御陵墓願伺届』には明治一一年六月に「本年千越之際ニテ」と古市村が同古墳周濠からの引水を願つた「御願書」が收められているが、これは右にみた菅田御廟山古墳周濠の場合と併せて、文久の修陵による周濠の浚渫・復活によつて、村落が新たな用水溜池を得たことをよく示すものである。

『大阪府庁文書御陵墓願伺届』は、陵墓古墳に近接する村々から提出された陵墓古墳をめぐるさまざまな願・伺・届等を收めていて明治初期の村落による陵墓古墳周濠の溜池としての利用について考える際に貴重なものであるが、その内、古市古墳群内の陵墓古墳の周濠の利用に係わるもの

表(1)『大阪府庁文書御陵墓願伺届』にみる村落による陵墓古墳周濠の利用の様子

年(明治)月	内容(差出人→宛名)	冊	号
六・八	仲哀天皇御陵水使用之儀ニ付届 (岡村長守戸総代今郷俊平・副戸長岡田兵作・戸長高田多平→堺県令税所篤)	一	二六
一一・六	仲哀天皇御陵湧水ヲ以テ田圃へ灌漑願 (岡村總代岡田伊十郎・戸長山脇勘太郎・副戸長藤野完平印、陵丁今仲俊平調印→堺県令税所篤)	三	四三
一一・六	雄略帝御陵湧水ヲ以テ田圃へ灌漑願 (島泉村總代吉本理吉郎・松川忠三郎・陵丁吉村彦次郎奥印→堺県令税所篤)	三	四七
一一・六	御陵(安閑陵)湧水田圃へ灌漑願 (古市村總代服部芳次・同森田善四郎・戸長山脇勘太郎・副戸長藤野完平・安閑天皇陵掌桃井直正奥印→堺県令税所篤)	三	五〇
一一・七	御陵(清寧陵)湧水田圃へ灌漑願 (西浦村總代本所弥治平・同乾長寿郎・陵掌乾長	三	五四
一一・六	仲哀天皇御陵御引取度願ニ付伺 (岡村總代岡田伊十郎・戸長山脇勘太郎・副戸長藤野完平印、陵丁吉村彦次郎・戸長郎→堺県令税所篤)	四	三四
四			
三五	三四	五三	

年(明治)月	内容(差出人→宛名)	冊	号
一二・七	応神天皇御陵御湧水養水三用度願ニ付伺 (古室村總代乾九平・沢田村總代松村平一郎・林村總代安井太三郎・戸長山脇勘太郎・副戸長藤野完平・応神天皇陵掌桃井直正奥印→堺県令税所篤)	四	四三
一二・八	清寧天皇御陵御湧水養水ニ引取度願ニ付伺 (西浦村總代本所弥治平・同乾長寿郎・陵掌乾長三郎・戸長山脇勘太郎・副戸長藤野完平奥印→堺県令税所篤)	四	四六
一二・一〇	仲哀天皇陵樋門改修願 (岡村用水担当人岡本栄三郎・同岡田幸三郎・右村總代岡田伊十郎・陵丁今仲俊平奥印→堺県令税所篤)	四	五八
一二・一〇	清寧天皇御陵隣堤修繕御願 (西浦村池掛總代堂山作五郎・同井口清七・戸長本所弥治平・清寧陵掌乾長三郎奥印→宮内省支厅)	四	五四
一七・二	仁賢天皇御陵隣堤修繕ノ件 (野中村戸長林龟治郎・仁賢陵掌林猪七郎奥印→大阪府知事建野郷三)	二・三	二・三
一八・一〇	清寧天皇御陵隣堤防鋼入願 (西浦村用水掛總代堂山作五郎・井口清七・戸長田中四郎・乙第十九郡守長今仲俊平奥印→宮内卿伊藤博文)	三〇	五八
一七・七	仁賢天皇御陵隣堤修繕ノ件 (野中村戸長林龟治郎・仁賢陵掌林猪七郎奥印→大阪府知事建野郷三)	二・三	二・三
一八・一〇	清寧天皇御陵隣堤防鋼入願 (西浦村用水掛總代堂山作五郎・井口清七・戸長田中四郎・乙第十九郡守長今仲俊平奥印→宮内卿伊藤博文)	欠	

(注)冊・号は該当史料を収録している「大阪府庁文書御陵墓願伺届」の簿冊番号・簿冊の中の番号

のをまとめたものが、表(1)「『大阪府序文書御陵墓願伺届』にみる村落による陵墓古墳周濠の利用の様子」である。これによると、明治六年にはすでに用水溜池としての利用に際して届等が必要であったこと、周濠が用水溜池としての機能を維持するための堤・樋門の改修に村落が大きな関心を寄せていたこと等もわかる。

ここで気をつけておきたいのは、陵域として古墳が買上げられる際に、墳丘部はもとより池床・外堤部をも含めて買上げられているにも拘わらず、周濠の用水溜池としての利用にかかる樋の管理・工事費、また外堤の修繕に関する経費は村落の負担であった点である。

右にみた菅田山古墳周濠(葭池)についてみても、樋に係わる費用やその他土手の修繕等引水の便のための諸々の工事は総て葭池から引水する三ヶ村(古室村・沢田村・林村)の負担であったが、着手<sup>(60)</sup>・落成にはその都度ごとに許可・届が必要であったのである。

また、周濠は明治期にたびたび浚渫されているが、これは周濠の用水溜池としての利用にとって重要な問題である。前稿でもこの点については触れたが、浚渫の名目上の目的は、陵墓古墳周濠の莊嚴性の維持にあつたにしても、

結果としては周濠の用水溜池としての価値を高めるものであつたといえる。

#### 村落と周濠の用水管理

最後に付け加えておきたいのは、このような用水利用に際しての村落と官庁との関係についてである。前稿の「村落による陵墓の管理」の中で、筆者は村落から選ばれた陵墓の管理人(長・守戸、後に陵掌・陵丁)が、墳丘部の利用をめぐって、村落と官庁の間のパイプ役を果たしたことを見明らかにした。本稿でみた周濠からの引水という点でも、陵墓の管理人は重要な役割を担つていたのである。

ここで、前稿でもみた輕里前之山古墳(伝日本武尊白鳥陵)の村落の管理人の人選をめぐる問題を再び取上げてみた。右に触れた「白鳥御陵手続願書」に收められている明治七年の「建言」は、周濠(前之池)からの引水の権利を確保しようとしたという点で重要なことはさきに述べた通りであるが、それに続く明治一四年一月の「御願書」に左のようにあるのは大変興味深い。

(略)御達ヲ以テ願上度ニ付テ者、御陵掌他村ヨリ兼務ノ御達當村甚タ以テ不幸ノ儀ニ付、責テ七年建言ノ次

第ヲ被思召、当村六拾二戸ノ内誰江ナリモ御陵掌ノ御

辞令被下候ハヽ、私七年来ノ宿懷是以テ放念仕ベク候

致事

明治十七年六月廿四日

宮内卿印<sup>(64)</sup>

この史料は、周濠からの引水と在地の陵墓の管理人（陵掌）<sup>(61)</sup>とが直接結びつけて考えられていたことを、如実に示すものである。同古墳周濠（前之池）から引水する上で、他村から陵墓の管理人が任せられることは、輕墓村にとってはなはだ不都合であったのである。それは「当村六拾二戸ノ内誰江ナリモ」<sup>(62)</sup>とまで言い切っているのをみてもよくわかる。ここに「御陵掌他村ヨリ兼務」とあるのは、清寧天皇陵陵掌を兼ねる西浦村在住の乾長三郎をさす。

さらにその後の経過をみると、明治一四年五月には西浦村の陵掌乾長三郎が、浅野源作と並んで同古墳の所有者の一人である輕墓村の麻秀一を日本武尊白鳥陵陵丁として任ずるよう<sup>(63)</sup>に、古市郡役所郡長増田潤に上申しているのが注目される。

このような村落による用水利用と陵墓の管理人との関係の深さは、次のような明治一七年六月一四日の「宮内卿指令」によつて、さらに決定的となる。

書面之趣聞届別紙之通陵墓掌へ相達置候条、隣水引用之時々該村戸長ヨリ陵墓掌へ懸合、不都合無之様可為最後に近世から文久の修陵～明治期の村落の古墳周濠の利用について概観すると、近世に一般的であつた周濠からの引水は、文久の修陵後それらの古墳が陵墓として管理さ

おわりに

れ、引水利用の際に官厅への願・届が必要になり用水荷揚

げのための陵域内への立入りも制限されるようになつても、継続して行なわれ、むしろ文久の修陵の際の周濠の整備が引水利用に好条件をもたらした場合もあるということができる。

ここで、前稿で触れた墳丘部の山野利用と本稿でみた周濠の用水溜池利用とを比較してみたい。墳丘部の山野利用

は、前稿でみた通り明治初期以降墳丘部への立入りが原則的には禁ぜられて掃除という名目によらなくては利用できなくなつたり、また、墳丘部の植生が大幅に改変されたりするなど、全体としてみれば制度的な条件は次第に厳しくなつてゐる。制度面での制限の強化という点では周濠の用水溜池としての利用も基本的には同様といえよう。池床を含めて陵域として買上げられた古墳の周濠からの引水には願・届を官厅に提出する必要が生じたのである。しかし、文久の修陵の際に陵墓の姿を古に復するという意図のもとに埋没している周濠部が復活・浚渫され、それが同時に用水溜池としての機能の事実上の向上につながり、村落における周濠のもつ意味が以前にもまして大きくなつたと思われるることは、墳丘部の山野利用と対比した時の周濠の用水

溜池利用の大きな特徴である。

古墳築造期の周濠も、あるいは引水利用を意図したものであつたのかもしれないが、近世から近代にかけての陵墓古墳の周濠もまた、古墳の管理の歴史的変遷を経つつも、周辺村落の灌漑用水の重要な供給源としての位置を保ち続けたのである。

#### 注

- (1) 多田文男・石田龍次郎編『現代地理講座3、平野の地理』(昭和三一年、河出書房)
- (2) 藤岡謙二郎編『畿内歴史地理研究』(昭和三三年、日本科学社)
- (3) 同書八九頁。
- (4) 古代学研究会『古代学研究』(九八号、一九八二年一月)
- (5) 平安博物館研究部編『角田文衛博士古稀記念古代学叢論』(昭和五八年、角田文衛先生古稀記念事業会)
- (6) 同書一四三頁。
- (7) 「輕里村縫図」(1)(2) (旧輕里村麻家文書) (羽曳野市史) 別巻、昭和六〇年、三四〇七頁) (1)は延宝五年、(2)は延宝九年に成ったものと思われる。(同一〇〇~二頁)

(8) 「覚（輕墓村植付け書き上げ「写」）」（旧輕墓村麻家文書、宝永五年五月二一日）（輕墓村庄屋庄兵衛→田中三左衛門〔〕）（『羽曳野市史』第五卷、昭和五八年、四三一頁）

(9) 「前之池用水引水廻し役一札」（大谷女子大学図書館所蔵、旧菅田村矢野家文書、明和二年四月二一日）（西町長兵衛→菅田村庄屋年寄中）（『羽曳野市史』第五卷、三六四頁）

(10) 旧輕墓村塩野家文書（『羽曳野市史』第五卷、一八四頁）

(11) 旧岡村岡田家文書（『藤井寺市史』第七卷史料編五、昭和五九年、二六一頁）

(12) 旧野中村林家文書（『藤井寺市史』第八卷史料編六、平成元年、七五〇六頁）

(13) 旧岡村岡田家文書（一橋大学歴史学共同研究室にて披見）

(14) 旧岡村岡田家文書、注(13)に同じ。

(15) 「菅田・古市の水論関係絵図」（旧菅田村土屋家文書（享保二三年、『羽曳野市史』別巻、古絵図別図II等）

(16) 明治四〇年一〇月に諸陵寮京都出張所に提出された「御陵沿革取調書」（旧島泉村吉村家文書、『羽曳野市史』第六卷、昭和六〇年、八八一頁）によれば、「今ヲ距ル五十年前迄ハ全墳唯隕形ノミヲ存シ、葦・雜草蓬々トシテ埋没ノ運命ニ帰セシニ、元治元年間ニ隣ノ周囲ニ巾凡ソ三間通ヲ浚

渫シ、終ニ人跡ヲ絶チタリ」とある。

(17) 旧沢田村松村家文書、文久二年一一月二一八日（『藤井寺市史』第五卷史料編三、三一頁）

(18) 旧沢田村松村家文書、（『藤井寺市史』第五卷史料編三、五九頁）

(19) 光平は文化一〇年に河内国志紀郡林村（現藤井寺市）尊光寺で生れる。国府市野山古墳はそのすぐ近くである。

(20) 佐佐木信綱編『伴林光平全集』（昭和一九年、湯川弘文社）二四九頁。

(21) また、末永雅雄編『皇陵古図集成』第八卷（昭和五七年、青潮社）所収『廟陵記』「允恭帝」には、「惣廻り者畠地ニ而池跡も相見候、畠廻り堤有之候」（七二頁）とある。

『皇陵古図集成』所収本の『廟陵記』は嘉永二年の写本であるが、その原本は元禄一〇年の御陵改の際に南都奉行内田伝左衛門が幕府に差し出したもの、という（八九頁）。

(22) 「丸山池掘上げ土处分につき島泉村願書」（旧島泉村吉村家文書、正徳二年二月一七日）（島泉村庄屋七郎兵衛他三名→山本治部左衛門他二名）（『羽曳野市史』第五卷、三六一～二頁）

(23) 共に旧島泉村吉村家文書（『羽曳野市史』第五卷、二一

九・一二〔九頁〕

(24) 「西浦村（狭山藩領分）明細帳（写）」大阪府立中之島図書館所蔵、享和二年六月）（『羽曳野市史』第五卷、二五四頁）

(25) 延宝五年に成ったと思われる「輕墓村繪図」（旧輕墓村麻家文書、『羽曳野市史』別巻、三四〇～五頁）には西浦白髮山古墳がみえるが、そこには水をたたえた周濠はみられず「下田」の表示がある。また『廟陵記』（清寧帝）（西浦村）には「池者村之用水之由

(略) 西之方池埋田地三面有之」とある。

(26) 旧野中村林家文書（『藤井寺市史』第八巻史料編六、五一頁）

(27) 旧野中村林家文書（『藤井寺市史』第八巻史料編六、五九頁）

(28) 旧野中村林家文書（『藤井寺市文化財』第五号「近世の繪図」、昭和五九年三月、二〇〇～一頁）

(29) 野上丈助「安閑陵と築山古墳をめぐる覚書き」（『羽曳野史』第一号、昭和五一年八月、四三頁）は「本来本丸（引

用注、高屋築山古墳墳丘部にあたる）をかこつていた濠の遺存状況は、元禄期には空濠であったとすべきであろう」としている。また同論文は二種の「諸陵周塙成就図幅」が

引用されている（四二頁）が、これには共に周濠は描かれていおらず、同古墳周濠のようすについて「深一間瓦リ二間四方池アリ水枯タリ」「深一間瓦リ一間四方有池無水」とある。また同図のうち一方には「石原清左衛門支配所」と

あり、石原清左衛門（正願）（一六九四～一七七六）が古市村を知行していた宝曆元年から同六年にかけての様子を記している事が知られる。（明和九年正月「古市村様子明細帳」、旧古市村森田家文書、『羽曳野市史』第五巻、一六八頁）

(30) 「安閑陵敷地買上げ繪図」（旧古市村森田家文書、慶応二年一〇月一二三日）（『羽曳野市史』第五巻、六七三～五頁、また口絵）

(31) 「營田・古市の水論関係繪図」、注(15)に同じ。

(32) 旧野中村林家文書（『藤井寺市文化財』第五号、一二一頁）

(33) 旧野中村林家文書（『藤井寺市史』第八巻史料編六、二八九頁）

(34) 旧島泉村吉村家文書（『羽曳野市史』別巻、九・七二～三頁）

(35) 旧丹下村辻本家文書（『羽曳野市史』第五巻、三六四～五頁）

(36) 旧小山村小泉家文書（『藤井寺市文化財』第五号一六一～一六六頁）

七頁)、また金田章裕「藤井寺所在の近世絵図類について」(『藤井寺市史紀要』第五集、昭和五九年三月)は、五一、一頁で同絵図についての分析を行なっている。

(37) 注(32)と同じ。

(38) 旧菅田村土屋家文書(『羽曳野市史』別巻、二〇〇~一頁)

(39) 森浩一『巨大古墳の世紀』(一九八一年、岩波新書)四

三〇七〇頁はこの点について詳しい。

(40) 松井元儀編『文久度山陵修補綱要』(宮内庁書陵部蔵)

(41) 注(40)と同じ。

(42) 付言すれば、文久の修陵といつても、修補のための調査

等が文久年間に開始されたということであつて、文久年間に実際に修補が総て完了した訳ではない。本稿で取り扱つた古墳の内、『山陵御修補始末稿』(宮内庁書陵部蔵)によつて修補の着手・落成期日の確認ができるものを示すと別表の通りになる。

(43) 古田実「『芦ヶ池』水論の経過について」(『羽曳野史』第二号、昭和五二年一二月)八十三頁。

(44) 『陵墓錄完』(国立公文書館内閣文庫蔵)

(45) 旧輕墓村浅野家文書(明治一四年一〇月二二日) (『羽曳野市史』第六巻、八六〇頁)

(46) 但しこの上申は官庁に達していない。

(47) 旧沢田村松村家文書(沢田村戸長松平太郎他一名→堺県御役所) (『藤井寺市史』第五巻史料編三、五〇八頁)

(48) 明治一六年七月一三日)(沢田村戸長松平一郎・地主森田休七他二四名→大阪府知事建野郷三) (『藤井寺市史』第五巻史料編三、二七五、六頁)

(49) 「畠地養水引取方之儀ニ付嘆願」(明治一七年一月一八日) (沢田村戸長松平一郎他七名・仲姫皇后陵陵掌山田徳顕奥印→宮内卿徳大寺実則)、「再度引水嘆願」(沢田村戸長松平一郎→大阪府知事建野郷三)、「喚井戸設置之儀ニ付再願」(明治一八年二月一三日) (松尾直吉他六名・陵墓守長杉浦寛・沢田村戸他四ヶ村戸長松平甚平他七名奥印→宮内卿伊藤博文)、いずれも旧沢田村松村家文書(『藤井寺市史』第五巻史料編三、五一四~八頁)また、『大阪府庁文書御陵墓願伺届』(宮内庁書陵部蔵、注(59)参照)二・二一号にも「畠地養水引取方之儀ニ付嘆願」(明治一七年一月一八日、沢田村戸長松平一郎他七名・仲姫皇后陵陵掌山田徳顕奥印→宮内卿徳大寺実則)が収められている。

(50) 「畠地養水引取方之儀ニ付嘆願」注(49)参照。

(51) 「喚井戸設置之儀ニ付再願」注(49)参照。

(52) 「喚井戸設置之儀ニ付再願」注(49)参照。

(53) 「喚井戸設置之儀ニ付再願」注(49)参照。

(54) 『諸陵寮本函底叢書摘要全』(宮内庁書陵部藏)による  
と、戸田藩による菅田御廟山古墳の修補の経費は金九五〇

両と「応神天皇陵元持所御堀相懸候ニ付引直シ御入用菅田  
八幡宮別当手當被下分」として四〇両の計九九〇両がかけ  
られている。

(55) 「御陵沿革取調書」、注(16)参照。

(56) 「応神天皇陵土壠の土手修繕願」(旧沢田村松村家文書、  
明治二年六月五日)(古室村總代乾九平・沢田村總代松

村平一郎・林村總代安井多三郎、副戸長田中四郎、同藤野  
完平・陵掌桃井正直奥書→堺県令税所篤)(『藤井寺市史』  
第六卷史料編四下、平成二年五〇八頁)は「応神天皇御陵

隣水ヲ旱魃之年ニハ三ヶ村(引用注、古室村・沢田村、林  
村)田畠養水ニ申受候儀ハ去ル元治元年甲子八月戸田大和

守殿勤役中願済ニテ」と引水許可の経緯を説明している。

(57) 旧沢田村松村家文書、明治一〇年七月二三日(古室村總  
代乾九平・沢田村總代松村平一郎・林村總代安井太三郎、  
戸長山陽勘太郎・副戸長藤野完平・陵掌桃井正直奥印→堺  
県令税所篤)(『藤井寺市史』第六卷史料編四下、五〇七頁)

(58) 「御吟味書」(元治元年)「御陵鋪賣上直段書上帳(控)」  
(元治元年一月)、共に旧古市村森田家文書(羽曳野市

史』第五卷六六七～七三頁)

(59) 宮内庁書陵部藏、全九冊。書陵部藏本は大阪府庁藏の原  
本を昭和九～一〇年に宮内省諸陵寮が謄写したもの。

(60) 「応神天皇陵土壠の土手修繕願」(旧沢田村松村家文書、  
明治一二年六月五日、注(56)に同じ)、「応神天皇陵北部澙  
塘修繕及び水除改造願」(明治一六年五月一四日)、「応神  
天皇陵北部澙塘修繕及び水除改造落成届」(同年一〇月二  
八日)(以上は古室村戸長國下政八→大阪府知事建野郷三)、  
「澙塘修繕落成届」(同年一一月七日)(古室村戸長國下政  
八→宮内省京都支厅北垣国道)、いずれも松村督の氏文書  
(『藤井寺市史』第五卷史料編三、五〇九～一四頁)。また  
表(1)参照。

(61) 「白鳥御陵手続願書」、注(45)参照。

(62) 前稿一三九～四〇頁参照。

(63) 「永代錄必用」旧西浦村乾家文書(羽曳野市市史編纂室  
写真版所蔵)

(64) 「大阪府序文書御陵墓願伺届」(注(59)参照)一冊一三、  
二八号「御陵墓隍水引用之儀」

(65) 「御陵墓隍水引用之儀」注(64)に同じ。

(66) 明治一六年九月「宮内省へ達」「達」(法規分類大全)  
(官職門・官制・宮内省一)

古市古墳群をめぐる文久の修陵の期日

古墳名（陵墓名）	期日
岡みさんぎい古墳 （伝仲哀天皇陵）	元治元年五月着手 同二年二月落成
誉田山古墳 （伝応神天皇陵）	元治元年五月着手 同二年二月落成
国府市野山古墳 （伝允恭天皇陵）	元治元年五月着手 同年一〇月落成
西浦白髪山古墳 （伝清寧天皇陵）	元治元年四月着手 同年一一月落成
野中ボケ山古墳 （伝仁賢天皇陵）	元治元年四月着手 同年一二月落成
高屋築山古墳 （伝安閑天皇陵）	元治元年六月着手 同年一二月落成

(注) 典故「山陵御修補始末稿(一)」(宮内庁書陵部藏)